

山梨の夏服プロモーション業務委託仕様書

1 委託業務名

山梨の夏服プロモーション業務

2 業務期間

契約締結の日から令和6年12月31日（火）まで

3 業務目的

山梨の夏服のブランディングイメージの構築及び県民など広く消費者に対して山梨の夏服のプロモーションを行い、購買につなげ、山梨の夏服を着用することが山梨の夏の新しいライフスタイルとして普及し、継続的な郡内織物の需要拡大を図る。

4 業務内容

受託事業者は、次に掲げる項目について、山梨県と協議しながら委託業務を実施すること。なお、山梨の夏服の一般販売開始は6月20日（木）を予定している。業務においては、効果的な時期に実施すること。

実務実施の詳細については、この仕様書及び企画提案の内容をもとに県と協議の上で決定する。また業務の進捗状況等に応じて必要がある場合は、その具体的な内容及び実務手法を調整する。

この他、事業実施に当たっては、山梨県と協議の上、目標となる指標を定め、目標達成のために必要な事項については山梨県と協議のうえ随時実施すること。

(1) 山梨の夏服ステークホルダーへの取材

受託事業者は、山梨の夏服のプロモーションに使用する資料等を作成するため、山梨の夏服の販売業者等のステークホルダーへの取材を実施し、プロモーション用の写真撮影やインタビューを実施すること。

取材により得られた写真等は編集可能な電子ファイルで提出すること。

(2) 山梨の夏服販売用カタログの作成

受託事業者は山梨の夏服のプロモーションに使用する山梨の夏服販売用カタログの日本語版と英語版をデザインし、作成したカタログは編集可能な電子データで提出すること。なお、カタログについては、提案者において有効と考える部数の印刷をすること。

(3) SNS広告を活用した山梨の夏服プロモーションの実施

受託事業者は、県民などの消費者を対象としたSNS広告を活用した宣伝を実施すること。なお、SNS広告のために作成した宣伝資材は編集可能な電子データで提出すること。

① SNS広告を活用した宣伝の実施

・効果的なターゲット層及びSNS広告の方法を選択し、実施すること。(資料の作成等の必要な事務を含む。)

② 掲載状況の確認及びフィードバック

・広告を掲載したことによる効果等を確認・分析し、県にフィードバックする。(必要な資料の作成、結果に応じた対応策の提案を含む。)

(4) その他

受託事業者において、自発的に行う山梨の夏服のプロモーション。

5 業務成果の取り扱い

(1) 業務成果の報告等

委託業務が終了したときは、業務完了報告書を県に提出すること。

(2) 業務成果の帰属等

① 委託業務により作成された撮影素材等の成果物一式及び業務中に作成した資料一式の所有権、著作権及びその他の権利は、山梨県に帰属するものとし、県はホームページやYouTube、SNS等に随時使用、複製できるものとする。

② 成果物に第三者の著作物が含まれているときは、当該著作物(当該著作物を改変したものも含む)の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、山梨県は、これを無償で、非独占的に使用できるものとし、受託事業者はそのために必要な著作権処理を行うこと。

③ 受託事業者は、委託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

6 留意事項

(1) 受託事業者は、委託業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。

(2) 委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。

- (3) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- (4) 委託業務より知り得た業務上の秘密は、委託期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、または第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

7 その他事項

- (1) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に県の承諾を得るものとする。
- (2) 本業務委託仕様書に明示なき事項が生じた場合は、県と受託者の両者協議により業務を進めるものとする。
- (3) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。